

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性の向上、企業の社会性の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の優先課題と位置づけております。食品を扱う企業として、その公共性・安全性を追求するとともに、企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東海流通システム	2,128,427	36.9
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	376,937	6.5
アオキスーパー従業員持株会	232,677	4.0
青木 俊道	187,441	3.2
青木 偉晃	172,319	2.9
株式会社青木商店	172,240	2.9
中嶋 勇	169,692	2.9
青木 美智代	101,500	1.7
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オー ル セクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	99,800	1.7
中嶋 八千代	97,680	1.6

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村橋 泰志	弁護士											
中村 利雄	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村橋 泰志	○	――	村橋泰志氏は、弁護士として法令に関する専門的な知識、豊富な経験と幅広い見識を有し、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
中村 利雄	○	――	中村利雄氏は、通商産業省(現 経済産業省)に入省し、中小企業庁長官や日本商工会議所・東京商工会議所専務理事等を歴任し、現在も公益財団法人全国中小企業振興機関協会会長を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。豊富な経験と幅広い見識を有する人材で、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携につきましては、期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告が行われております。期中においても必要に応じ、監査役監査の有効性に資する情報交換、質問等が行われており、監査役において会計監査の適正性に係る監視、検証がなされております。

内部監査と監査役の連携につきましては、常勤監査役が内部監査部門である監査室と随時ミーティングを実施し、監査の実施状況・指摘事項・指摘事項の改善状況について相互の意見交換・助言等を行い、監査の有効性・効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤 雅範	弁護士													
谷口 勝司	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 雅範	○	――	安藤雅範氏は、弁護士として法令に関する専門的な知識・経験等十分な見識を有する人材で、専門家として中立的な立場で経営を監視できる立場にあり、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

谷口 勝司	○	——	谷口勝司氏は、税理士として財務および会計に関する専門的な知識・経験等十分な見識を有する人材で、専門家として中立的な立場で経営を監視できる立場にあり、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とする。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

・2015年5月21日定時株主総会決議 新株予約方式
付与対象者 取締役8名、従業員369名
行使期間 2017年7月1日～2021年6月30日

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

取締役(8名)(社外取締役を除く。)152百万円
監査役(3名)(社外監査役を除く。)20百万円
社外役員(5名)15百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

役員の報酬等は、「ハ 役員の報酬等に関する株主総会の決議」に記載した株主総会で決議された報酬限度額の範囲内にて決定することとしております。なお、業績連動報酬である役員賞与の支給にあたっては、可否及び合計額を株主総会で改めて決議することとしております。

イ 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、取締役会により一任を受けた代表取締役社長が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案のうえ決定しており、固定報酬・業績連動報酬及びストックオプションにより構成されております。なお、当事業年度の取締役の報酬等の額についても同様に決定しております。

固定報酬については、同業他社等の水準を参考に、経営内容や従業員給与等のバランスを考慮し算定しております。

業績連動報酬については、役員賞与として各事業年度単位の利益率が内規で定めた基準を超えた場合に各取締役の役位に応じて算定しております。また、重要な経営指標の売上総利益率と販売費及び一般管理費率の結果である利益率を業績連動報酬の指標として選択した理由は、業績連動報酬を単年度の業績の達成に対する報奨と位置付けており、適切な利益確保に努めるうえで重要な指標であると考えているためであります。

ストックオプションについては、2015年5月21日開催の第41回定時株主総会において、取締役に對し有償にて新株予約権を付与する決議をしております。なお、有償新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格で発行するものであり、対象取締役に特に有利な条件とならない範囲で発行し、割り当てを行っております。割当数は、各取締役の役位・業績及び貢献度など総合的に勘案し、取締役会より一任を受けた代表取

締役社長が決定しております。

ロ 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、常勤・非常勤などを考慮し、監査役会において報酬額を決定しており、固定報酬及び業績連動報酬から構成されております。なお、当事業年度の監査役の報酬等の額についても同様に決定しております。

固定報酬については、取締役の報酬水準を参考に監査役の協議により算定しております。

業績連動報酬については、役員賞与として各事業年度単位の利益率が内規で定めた基準を超えた場合に各監査役に応じて算定しております。なお、業績連動報酬の指標に利益率を選択した理由については、「イ 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

ハ 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社役員の株主総会の決議による報酬限度額(年額)は、取締役250百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず)(1991年5月18日開催の第17回定時株主総会決議)、監査役40百万円以内となっております(1994年5月16日開催の第20回定時株主総会決議)。なお、決議当時の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名であります。

また、別枠でストックオプションとして付与した新株予約権に係る報酬額(年額)は、取締役50百万円以内となっております(2015年5月21日開催の第45回定時株主総会決議)。なお、決議当時の取締役の員数は12名であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、専門的な知識や幅広い見識に基づき助言や客観的な意見を述べるとともに、取締役会で必要に応じ資料配布・説明しております。なお、1名は弁護士で法令に関する専門的な知識、豊富な経験と幅広い見識を有し、1名は長年にわたり商工業の振興を担う要職を務めてきており、豊富な経験と幅広い見識を有する人材であります。

社外監査役は、弁護士・税理士の専門的見地からの助言や客観的な意見を述べるとともに、監査役会で必要に応じ資料配布・説明をいたしております。なお、1名は弁護士として法令に関する専門的な知識、経験等充分な見識を有し、1名は税理士として財務及び会計に関する専門的な知識、経験等充分な見識を有する人材であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

当社は企業統治の体制として、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。

取締役会は、社外取締役2名(うち、1名は弁護士)を含む取締役10名で構成しております。

当社の取締役会は、経営上の重要事項や法令等で定められた重要事項及び業務執行の確認を行っております。

月1回の開催を原則とし、監査役も出席しております。また必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。

職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営内容のチェックを行っており、合議の上意思決定することとなっております。

また取締役は、四半期に1回開催しております全体会議(係長級以上が対象)に参加し、各地区や各店舗の職務執行の報告により、情報収集や業務の徹底を図っております。

また、当社では、経営における意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能の強化を目指して執行役員制度を導入しております。

執行役員が業務を担う体制にすることにより、取締役会は、経営の監視・監督機能の強化を図ることができます。

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名(弁護士・税理士)で構成しております。取締役会の職務執行の監督、業務・財産の調査を主にしております。

上記の企業統治の体制を採用する理由として、取締役会は、経営上の重要事項に対する意思決定の迅速化とその判断を行うため社内各職務に精通した取締役8名と社外取締役2名の体制としております。また、必要に応じて社外監査役及び社外顧問等の有識者の助言を受けるなどの体制をとっております。

内部統制システムにつきましては、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、この方針に基づき運営を行っております。企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通して、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。また、職場における法令違反行為を通報する内部通報制度を規程として定め、運用しております。

リスク管理体制につきましては、リスク検討委員会を設置し、内部統制実行委員会からの財務に関するリスクに加えて、業務リスクの選定・評価を行い、改善を図っております。

また、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。

(2) 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めております。

(3) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(4) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これは、株主の皆様への利益還元を機動的に行うことを目的とするものであります。

ハ 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)、監査役(監査役であった者を含む)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

なお、当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約に基づき、会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとします。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(5) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権

の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(6) 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を2名選任しており、取締役会に出席し、専門的な知識や幅広い見識に基づき助言や客観的な意見を述べるとともに、取締役の職務執行に対する監視強化に寄与しております。1名は弁護士で法令に関する専門的な知識、豊富な経験と幅広い見識を有し、1名は長年にわたり商工業の振興を担う要職を務めてきており、豊富な経験と幅広い見識を有する人材であります。

社外取締役と提出会社との間に、特に記載すべき人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外監査役を2名選任しており、取締役会や監査役会に出席し、弁護士・税理士の専門的見地からの助言や客観的な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。1名は弁護士として法令に関する専門的な知識・経験等充分な見識を有し、1名は税理士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験等充分な見識を有する人材であります。

社外監査役と提出会社との間に、特に記載すべき人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役と会計監査人の相互連携につきましては、会計監査人より監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、必要に応じて内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を行うこととしております。

当社の社外取締役及び社外監査役の選任においては、当社が定める「社外役員の独立性基準」に基づき、当該役員が以下に定める要件を満たしている場合には、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

1. 本人が、以下に掲げる者に該当しないこと。

1.1. 当社関係者

現在又は過去3年間に於いて以下に定める要件を満たす者を当該関係者とする。

- ・当社の業務執行者(注)1が役員に就任している会社の業務執行者
- ・当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者
- ・当社の会計監査人のパートナー又は当社の監査に従事する従業員

1.2. 当社の主要な取引先(注)2の業務執行者

1.3. 当社の主要な借入先(注)3の業務執行者

1.4. 当社より、役員報酬以外に過去3年間を平均して年間1,000万円を超える報酬を受領している者

1.5. 当社より、現在又は過去3年間に於いて一定額を超える寄付金(注)4を受領している団体の業務を執行する者

2. 本人の配偶者、二親等内の親族又は同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと。

2.1. 当社の業務執行者

2.2. 上記1.1.～1.5.に掲げる者

(注) 1 業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役員等の重要な使用人をいう。

(注) 2 主要な取引先とは、役員報酬以外の取引で以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 当社に対して製品又はサービスを提供している取引先であって、直近3事業年度を平均した数値における当社への当該取引先の取引額が1,000万円又は当該取引先の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える者

イ 当社が負債を負っている取引先であって直近3事業年度を平均した数値における当社の当該取引先への全負債額が1,000万円又は当該取引先の総資産の2%のいずれか高い方の額を超える者

ウ 当社が製品又はサービスを提供している取引先であって、直近3事業年度を平均した数値における当社の当該取引先への取引額が1,000万円又は当社の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者

エ 当社に対して負債を負っている取引先であって直近3事業年度を平均した数値における当社への当該取引先の全負債額が1,000万円又は当社の総資産の2%のいずれか高い方の額を超える者

(注) 3 主要な借入先とは、現在又は過去3年間に於いて、総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

(注) 4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円又は当該団体の総収入金額若しくは経常収益の2%のいずれか高い方の額を超える寄付金をいう。

(7) 内部監査及び監査役監査

内部監査は、監査室(2名)と検査室(2名)がそれぞれに業務監査を実施する体制としております。

監査室は主な業務監査として、各店舗を定例的に臨店し、店舗の運営管理、売場の点検等を通して指導をしております。

業務監査で収集した情報は、社内LANシステムを利用し、本部を含め全店舗に公開し、情報共有に努め各店舗の業務改善に役立てております。

また、食品を扱う当社では、その安全性を担保するため、検査室が抜き取りサンプリング調査等を実施し、食の安全に努めております。また、当社衛生顧問を講師として、全体会議等の機会に研修会を開催しております。

広くお客様からのご意見をいただくため、店長直行便を各店舗に設置し、業務の改善に役立てております。具体的には、お客様からいただいたご意見等については、苦情も含め全て各店舗の店頭到店長からの回答を公開しております。また、全店舗にその内容を配信し、各店舗の業務運営の参考としております。

監査役監査の体制は、常勤監査役2名、社外監査役2名(弁護士・税理士)で構成されております。監査の具体的な手続きといたしましては、代表取締役との意見交換を適時実施するとともに、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行に対して調査を実施し、適法性を欠くおそれがある場合には、必要な助言等を実施しております。また、重要な稟議書類を閲覧し、各部門の業務及び財産の状況を調査しております。監査役会は、定例監査役会を開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

(8) 会計監査の状況

イ 監査法人の名称

監査法人東海会計士

ロ 業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員業務執行社員棚橋泰夫

代表社員業務執行社員大島幸一

(注) 継続監査年数については、7年以内であります。

ハ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名

ニ 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の解任もしくは不再任の決定の方針に基づき、会計監査人の再任の適否の判断にあたり「ホ監査役及び監査役会による監査法人の評価」を行いました。その結果、同監査法人が会計監査人に求められる専門性、独立性、監査活動の適正性、及び監査の品質管理体制を有しており、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したことから再任しております。

なお、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

ホ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人より実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告を監査報告会にて受領し、期中においても会計監査人との

間で情報交換、意見交換等を行い、会計監査人による会計監査の適正性に係る監視、検証を行い評価しました。また、監査法人に求められる専門性、独立性、監査活動の適正性、及び監査の品質管理体制についても評価しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、社外取締役2名(1名は非常勤・弁護士)を含む取締役10名で構成しております。取締役会は、経営の方針及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の監督をしております。

また、当社は監査役会設置会社であり、2名の社外監査役を含む4名の監査役を選任しております。社外監査役は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、会社法に基づく監査を実施しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	報告書をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部(総務部及び経理部)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱い、社内規程に基づき適切に保存及び管理(破棄も含む)しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室・検査室を設置し内部監査を実施しております。その結果は、取締役会等に報告することとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行については、取締役会規程に基づき取締役会に付議することを遵守しております。
- ・経営計画については、取締役は年度計画予算に基づき目標達成のために活動しております。
- ・日常の職務遂行は、社内規程に基づき権限委譲された各責任者がルールを遵守し業務を遂行しております。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通し、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のスタッフを置くこととし、その場合の人事については、監査役と取締役が意見交換いたします。

(6) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記の監査役を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとするとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に報告することとしております。
- ・常勤監査役は、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、また、重要な稟議書類を閲覧し、必要に応じその説明を求めることとしております。
- ・会計監査人により監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、また、必要に応じ相互連携が行われることとしております。

(8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役と代表取締役との意見交換を適時実施することとしております。
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用の支出を求めた場合、監査役の請求等に従いその費用を負担することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。顧問弁護士をはじめとする外部専門機関と連携し、情報の共有化に努めております。

その他

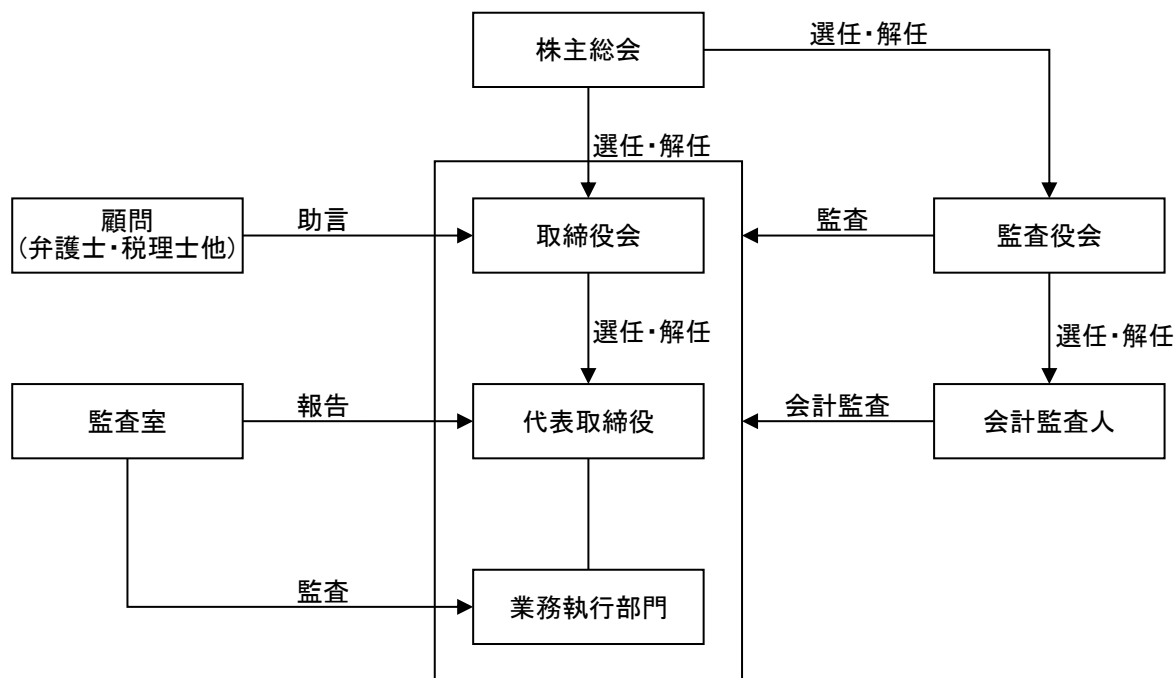
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

《コーポレート・ガバナンス体制の概要》



《適時開示体制の概要》

